

[120]九大法学表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/4371022>

出版情報 : 九大法学. 120, 2021-03-09. Kyudai Hogakkai
バージョン :
権利関係 :

九大法学研究会（研究会開催順、敬称略）

2020年度前期 2020年6月1日～13日

フランスにおける暴力行為の理論について

報告者 棟形 康平（九州大学大学院法学府博士後期課程）

主観的違法要素と客観的行為の関係について（2）

報告者 平尾 遼海（九州大学大学院法学府博士後期課程）

フランスにおける職業的レフェランダムに関する一考察

報告者 洪田 美羽（九州大学大学院法学府博士後期課程・日本学術振興会
特別研究員（DC））

2020年度後期 2020年11月16日～28日

アメリカ（カリフォルニア州）における少年及び若年者に対する施設内処遇

報告者 石田 侑矢（日本学術振興会特別研究員（PD））

緊急避難の基本構造に関する一考察（1）

報告者 寺嶋 文哉（九州大学大学院法学府博士後期課程）

世界的貧困とグローバルな正義（1）

報告者 小園 栄作（九州大学大学院法学府博士後期課程）

主観的違法要素と客観的要素の関係について（2・完）

報告者 平尾 遼海（九州大学大学院法学府博士後期課程・ゲッティンゲン
大学客員研究員）

深圳経済特区個人破産条例

報告者 李 強（九州大学大学院法学府博士後期課程）

九大法学会規則の改正について

2020年10月28日の法学府自治会総会において、九大法学会会則及び執筆要領の改正を行った。

改正の要点は以下の通りである。

- ・各章節においてまとまっていなかった表現を統一し、体裁を整えた。
- ・離籍者の執筆資格と納入すべき会費額について明確化した。
- ・遠隔地に居住する者が論文等を投稿するための手続を明確化した。
- ・一定の事情がある場合にオンラインでの研究会開催を認めた。

改正後の規定は以下の通りである。

九大法学会会則（2020年10月改正）

第一条 本会は、九大法学会と称する。

第二条 本会の事務所は、九州大学大学院法学府におく。

第三条 本会は、法律学・政治学の研究及び発表を目的とし、次の事業を行う。

- 一、雑誌「九大法学」の発行
- 二、研究発表会の開催

第四条 本会の事務は、選出された幹事五名以上が行う。なお、幹事の任期は二年とする。

第五条 本会は、大学院生及び助教をもって組織する。但し、研究生、その他の入会を認める。

第六条 会員は、毎年会費を納めなければならない。

第七条 会員及び、九大法学会執筆要領第1条の要件を満たす離籍者は、執筆資格を有する。会員は、その在籍期間中に発行された九大法学の無料配布を受けることができる。

第八条 本会運営の細則は幹事会がこれを定める。

執筆要領（2020年10月改正）

第1章 費用負担

第1条（執筆資格）

- 1 九大法学会の会員は、執筆年度までの会費を全額納入したときは、執筆資格を有する。
- 2 九大法学会の離籍者は、以下の各号のいずれかに当たる場合には、執筆資格を有する。
 - ①助教の職を経ず離籍した者であって、現に助教相当以上の職にある者が、執筆年度の助教相当額の会費を納入したとき。
 - ②助教の職を経ずに離籍した者であって、現に助教相当以上の職にあり、既に助教相当額の会費を2年間分納入している者が、執筆年度のOD相当額の会費を納入したとき。
 - ③助教の職を2年間経て離籍した者が、執筆年度のOD相当額の会費を納入したとき。
 - ④助教の職を1年間経て離籍した者であって、現に助教相当の職にある者が、執筆年度の助教相当額の会費を納入したとき。ただし、既に助教相当額の会費を2年間分納入しているときは、前号の例による。
 - ⑤助教の職を経ずに離籍した者であって、現に助教相当の職にない者が、OD相当額の会費を納入したとき。
- 3 九大法学に論稿を投稿しようとする離籍者が、九大法学会の在籍中に納入すべきであった会費を納入していないときは、その未納分を新たに納入しなければ、執筆資格を有しない。

第2条（会費以外の金銭負担）

九大法学会は、執筆者に対し、以下の各号のいずれかに当たる場合を除き、会費以外の金銭を負担させてはならない。

- ①九大法学執筆規定第6条に該当するとき。
- ②特殊な外国語や図表、写真を用いたために印刷経費が極端に増大したとき。
- ③本執筆要領第17条2項に該当するとき。

第3条 (抜刷にかかる費用)

- 1 執筆者は、無料で100冊まで抜刷を受け取ることができる。
- 2 100冊を超える場合には、超過分につき執筆者の自己負担とする。

第2章 研究会

第4条 (研究会の目的)

九大法学研究会は、執筆予定者が発表しようとする論文の構想について、その質的水準を吟味及び確認することを目的とする。

第5条 (執筆条件としての研究会報告)

- 1 九大法学へ論稿を投稿するためには、九大法学研究会における報告を行わなければならない。
- 2 前項の報告は、掲載予定号以前の号で行った報告で代替することができない。

第6条 (遅刻者の取扱い)

執筆予定者が研究会の開催予定時刻に研究会会場に出席せず、その遅刻時間が割れ当てられた報告時間の4分の1に及んだときは、研究会を欠席したものとみなし、論稿の掲載を却下する。ただし、やむを得ない事情により開始時刻に間に合わなかったと認められるときは、この限りでない。

第7条 (開催要件)

- 1 研究会は、報告者・司会者・タイムキーパーを除き、3名以上の自治会員が出席しなければ、これを開催することができない。
- 2 司会者とタイムキーパーは、同一人物がこれを兼任することができない。

第8条 (原稿の回覧)

執筆予定者は、研究会において、完成原稿を回覧しなければならない。

第9条 (開催方法)

研究会の開催は、原則として対面で行わなければならない。

第10条 (オンライン研究会)

- 1 前条の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに当たるときは、研究会をオンラインで開催することができる。
 - ①九州大学が建物の使用を禁止または制限しているとき。
 - ②執筆予定者が遠隔地に居住する、または疾病を有する等の理由から、対面での研究会への出席が著しく困難であるとき。
 - ③その他編集委員会が特に必要と認めたとき。
- 2 オンライン研究会で報告を行う執筆予定者は、事前に、回覧原稿およびレジュメを九大法学会員に配布しなければならない。
- 3 オンライン研究会は、タイムキーパーが主催する。
- 4 オンライン研究会に用いる会議ツールは、通信の安定性、会議の時間制限の有無、ファイル共有機能の有無など、総合的な利便性を勘案して、編集委員会が決定する。
- 5 執筆予定者が国外に居住し、日本との時差が大きいときは、編集委員会は、執筆予定者に過度の負担とならないように開始時刻等の調整を行わなければならない。

第3章 原稿の受理

第11条 (原稿受理の開始)

執筆者は、事前に告知された原稿の受理開始日以前に元原稿を提出することができない。編集委員会は、受理開始日以前に提出された原稿につき、「原稿受理証明書」を発行してはならない。

第4章 校正作業

第12条 (校正回数)

- 1 執筆者による校正は、二校（再校）まで行うことができる。

- 2 三校（念校）は、編集委員及び校正担当者により、再校の校訂が適切になされているかどうかの確認のみを行う。
- 3 前二項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに当たるときは、執筆者による三校（念校）の校正を認める。
 - ①執筆者が執筆に不慣れな者であって、当該執筆者に助言を与えるアドバイザーが、執筆者本人による三校（念校）の校正の必要性を認めたとき。
 - ②執筆者の責めに帰することのできないような修正箇所が二校（再校）段階で残存しているとき。
 - ③執筆者本人に再確認すべき修正箇所があると編集委員会が認めたとき。

第13条（校正方法）

校正は、「校正の手引き」にしたがって行わなければならない。

第14条（大幅な書き換えの禁止）

執筆者は、校正段階において、章や節の入替えや、数頁にわたるような大幅な変更を加えることができない。

第15条（校正担当者との連絡）

執筆者は、校正担当者に校正原稿を回覧し、校正原稿の提出前に、必ず校正担当者による校正を受けなければならない。

第16条（相談先）

- 1 執筆者及び校正担当者は、校正に関する要望及び質問がある場合には、編集委員へ相談しなければならない。
- 2 執筆者及び校正担当者は、印刷会社の担当者と直接に個別の連絡をしてはならない。

第17条（遠隔地に居住する執筆者の取扱い）

- 1 遠隔地に居住する執筆者が校正作業を行うに際しては、以下の各号のいずれかの方法によって行う。
 - ①編集委員会が受け取った校正紙を執筆者のもとへ郵送し、執筆者が校正作業を完了し次第、編集委員会に返送する。

- ②印刷会社が作成した校正紙の電子データを編集委員会が執筆者に送付し、執筆者が校正作業を完了し次第、編集委員会に返送する。
 - ③印刷会社が作成した校正紙の電子データを編集委員会が執筆者に送付した後、執筆者の指示を受け、校正担当者が校正紙に赤付けを行う。
- 2 前項1号による校正を行うときは、郵送にかかる費用を執筆者が負担する。ただし、執筆者の費用負担が相当でないと編集委員会が認めるときは、この限りでない。
 - 3 編集委員会は、三校（念校）の確認を行う編集会議の開催に際して、オンライン会議ツール等を用いて、遠隔地に居住する執筆者が会議に参加できるよう配慮しなければならない。
 - 4 遠隔地に居住する執筆者は、遠隔地から論稿を投稿することによる不利益を自ら負担することについて同意しなければならない。

第18条（緊急事態への対応）

- 1 災害や感染症の蔓延等の緊急事態により、編集委員会から各執筆者へ校正紙を対面で受け渡すことが不可能または著しく困難であるときは、前条の例による。
- 2 校正作業に際して、緊急事態への対応のための生じた特別の費用は、九大法学会が負担する。

第5章 原稿提出手続

第19条（原稿の提出）

- 1 執筆者は、締切日時までに、元原稿、初校、二校（以下、本章において「原稿」という）を九大法学編集委員長に提出しなければならない。
- 2 執筆者が原稿の提出を辞退する場合には、締切日時までに編集委員長にその旨を連絡しなければならない。
- 3 原稿が締切日時を過ぎて提出された場合、編集委員会はこれを受理しない。

- 4 編集委員長は、原稿の締切日時に原稿受理の事務を行うことができない恐れのあるときは、編集委員から原稿受理の代理人を選任することができる。

第20条 (原稿締切日時の告知)

編集委員会は、執筆者に対して、原稿の各締切日ならびに締切時間を事前に告知しなければならない。

第21条 (原稿の紛失等)

執筆者が第19条の手続を遵守しなかったために原稿が紛失・毀損された場合、その責任は執筆者に帰する。

第22条 (細目の通知)

その他原稿提出手続の細目は、編集委員会が執筆者に対して事前に通知しなければならない。